

平成 2 8 年

第 3 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 日

平成 2 8 年 9 月 1 6 日

忠 岡 町 議 会

平成28年 第3回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

平成28年9月16日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室理事	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育委員会教育部長	柏原 憲一	教育委員会教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前 10 時 00 分」再開)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 28 年第 3 回忠岡町議会定例会議事日程 (第 2 日目) について、ご報告申し上げます。

日程第 1 議案第 42 号 平成 28 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 2 号) について
(福祉文教常任委員会委員長報告)

以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

日程第 1 議案第 42 号 平成 28 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 2 号) についてを議題といたします。

本件は、去る 9 月 12 日第 3 回定例会 1 日目において、福祉文教常任委員会に付託、開会中の審査に付されました。

ただいまから、前田長市委員長より、審査の結果報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長 (前田 長市議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

前田長市議員

福祉文教常任委員会委員長 (前田 長市議員)

議長のお許しをいただきまして、ただいまから福祉文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。平成 28 年 9 月 8 日開会の第 3 回定例会におきまして、本福祉文教常任委員会に付託されました議案第 42 号、平成 28 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 2 号) に

についての審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

委員会は9月12日に開会し、平成28年度忠岡町一般会計補正予算について議案等の説明のため、町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、歳出予算に計上の児童福祉総務費の（仮称）忠岡町幼保一体化推進基本計画策定業務委託料についてを基本に審査を行いました。

出席委員は、是枝綾子議員、前田弘議員、藤田茂議員、和田善臣議員、松井秀次議員と、私、前田長市出席のもと、審査を行いました。なお、審査の詳しい内容につきましては、後日、各会派の部屋に配布いたします会議録をご参照願いたいと存じます。

最初に、子育て支援担当課より会議録公開の説明がありました。説明後、各委員から熱心な質疑応答が行われましたので、審査の経過など詳しい内容につきましては、皆様のお手元に配布しております委員会記録をご参照願いたいと存じます。

続きまして、各委員の意見聴取を行いました。まず初めに、是枝綾子委員は、補正予算案について日本共産党の意見を申し上げます。

この補正予算案には、児童福祉総務費において、その他委託として（仮称）忠岡町幼保一体化推進基本計画策定業務委託料200万円の計上をされています。

これは、平成28年8月に教育委員会がまとめつくられた忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針を具体化する、すなわち本町の両方の小学校区とも、町立保育所と幼稚園を認定こども園にする計画であり、特に忠岡小学校区は平成31年4月に民営化された認定こども園が開園するという日程まで具体化されていることです。

それも、考えられないようなタイトなスケジュールであり、この補正予算が9月16日の本会議で可決されたら、即、3カ月後の12月には幼保一体化推進基本計画が策定され、来年1月に住民説明会、来年4月に移管先の法人指定のためのプロポーザル要領を策定、法人の選定に入る。そして、来年10月には移管先法人が決定し、工事着工するという、住民や保護者の意見はどうであれ、民営化したこども園のスケジュールが書かれています。大変問題であります。

忠岡町の理由は、町立幼稚園の入園者が減少したため、その施設と職員の有効活用と、園舎の耐震化という点であります。現実問題、対応しなければならない問題ではあると思います。しかし、それと民営化は別であります。問題なのは、民営化の理由に、財政面もあります。教育委員会みずからが公立よりも民間保育所のほうが人気があると言って、民営化を進める点にあります。開園時間の延長や病後児保育など保護者ニーズに応えようという努力をせず放置してきておいて、民間のほうがサービスがよいと言って民営化するのは、公的保育の後退であり、私どもは絶対認めるわけにはいきません。町民の幸せのために働く存在の公務員としての考えがどうなのか、これは町政の姿勢のあらわれであると厳しく指摘いたします。

審議の中で明らかになったのは、町立忠岡保育所と忠岡幼稚園を1つのこども園にして

民営化することにメリットだけを強調し、何ら問題がないと思ってデメリットを隠していることです。デメリットはないと言っているところです。問題への対応を見ないで、問題への対応をとらないことは、結局は子どもや保護者が負担となる犠牲になるのです。想定外で言い逃れできないくらい、審議の中で問題点を指摘させていただきしました。

公立保育所と幼稚園は、地域のどんな子どもさんも受け入れてきました。ところが民営化されたら、まず、障がい児の受け入れは、保育士の体制がとれないことを理由に拒否できることです。英語教育・体育・プール教室など保育料に上乗せ徴収でき、制服や教材費などの実費負担も公立と私立には大きな開きがあります。忠岡小学校区の子どもは、障がいや経済的理由などで民営化されたこども園に入所できない子どもは、あるいは公立を希望する子どもは、まだ民営化されていない町立の東忠岡こども園に行くしかないので、忠岡小学校区では選択肢がないのです。

職員の公私間格差もはっきりしています。公務員は定年まで働き続けられますが、民間の保育士は結婚退職が多く、働き続けたとしても低賃金、あるいはブラック企業のように時間外手当が支払われないところもあり、内部告発しようものなら退職を迫られることもあり、表には出ません。保育経験の蓄積の差が、平均年齢の公私間格差にもなり、民営化したら保育・教育の質が向上するとはとても思えません。公務労働であるから、子どもたちへの保育・教育の今の質が保てると考えます。民間になれば、内容が全くわからなくなります。そんな大事なことをこのようなタイトなスケジュールで決めてしまうのは大問題です。

審議の中で、町は、「民営化ありきではない」、「財政面も含め公立、民間の比較もする」、「民営化など政策決定に保護者・住民の意見も聞いて反映する」という答弁がありました。この点は遵守されるよう求めます。

ほかに補正予算案では、クリーンセンター長期包括整備運営管理事業前年度精算金が、負担金465万4,000円、賠償金が767万7,000円計上されています。負担金のほうは、契約上、交渉に応じることになっていますが、さらなる町の努力を求めます。もう1つの賠償金については、本当に国の言うように労働者の賃金が上昇しているのか、支払われているのか疑問です。当初の修理点検費の計画範囲でおさまっているのであれば、支払うこともないと指摘しておきます。クリーンセンターの長期包括整備運営管理事業前年度精算金については反対です。

また、マイナンバー関連の通知カード、個人番号カード関連事務委任に係る交付金415万4,000円も、個人のプライバシー侵害、情報流出の危険性などから反対です。東忠岡小学校空調等整備工事設計委託料と町立小学校屋内運動場非構造部材耐震化工事設計委託料は、私たちが要求してきたものを実現するものでありますので賛成であります。

以上、総合的に判断し、本補正予算案について賛成といたします。

次に、松井秀次委員は、平成28年度一般会計補正予算案について、幼保一体化基本計

画策定業務委託料を基本に意見を申し上げます。

私は以前から、本町の就学前の教育・保育施設の老朽化が著しい中において、幼稚園の園児の減少や保育所の入所者の増加など多く課題を抱えており、それらを解決するためには、幼保一体化を進めるしかないと言ってきました。

こども園の運営については、民営、公営どちらでも構いません。とにかく効率的に財政負担の少なくて済むように進めていただきたいと思います。

よって、本予算案については賛成いたします。

続いて、藤田茂委員は、本日、委員会付託されました忠岡町幼保一体化推進基本計画策定業務委託料200万円についての意見でございます。

本町行政区域面積3.97平方キロメートル、町有地面積、普通財産、行政財産を合わせますと0.14平方キロメートルでございます。割合にすると3.5%の公有地ということで、非常に少ない面積割合でございますが、ただいま認定こども園に計画されています現忠岡保育所と隣接の旧福祉センターの跡地についての建設ということで邁進されるようございましたら納得いかないということを本委員会の中でも何度も言わせていただいたとおり、やはり財政面におきまして、前のコベルコの事例もございまして。お金の生む土地は置いといていいけども、お金を生まない土地は絶対につくってはいけない。それはやはり忠岡町の財政に反映されない土地はつくってはいけない。やはり売れる土地は売っていく。それで、活用して、忠岡幼稚園、町営住宅、忠岡小学校の施設を一体に、よその自治体になく新しいすばらしい教育施設をつくっていくのが私の願望でございます。

よって、今回の補正に賛成いたしますが、その後の理事者側の説明等に注意深く監視させていただきまして、私の意に反する時がございましたならば、すぐさま反対論者になるかもわかりませんので、きょうのところは賛成いたします。

次に、前田弘委員は、議案第42号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についての意見を申し上げます。

幼保一元化につきましては、細部にわたる意見もありますが、これからの女性総活躍と言われる中で、本町の住みよい、安心できる町づくりのため、人口減少を食い止めるためにも、先を見据えて考えるべきであると思っております。

今回の200万円補正予算を認め、計画策定を進めていかないと何も進まない。

よって、補正予算を是認いたします。

最後に、和田善臣委員は、議案第42号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算について、目、児童福祉総務費、第13節委託料200万について、私の意見を述べます。この200万円の根拠となる忠岡町就学前教育保育に関する基本方針については、片寄った計画や疑問点が多々ありました。

本委員会でも多くの問題点が出てまいりました。特に委員会において指摘のあった設置場所、民営化の是非、住民、保護者への説明の時期、方針、また子ども会議の持ち方、スケ

ジュール案などは、基本計画に反映されますよう、強く、強く要望いたします。

本補正予算案については総合的な見地からは是認いたします。

以上が各委員の意見であります。

本委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、議案第42号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたので、ご報告いたします。

平成28年9月16日

福祉文教常任委員会委員長 前田 長市

議長（和田 善臣議員）

委員長報告は、以上のとおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、本件に対する委員長報告は、可決です。

議案第42号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（和田 善臣議員）

全会一致であります。よって、議案第42号 平成28年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）については委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告いたします。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成28年第3回忠岡町議会定例会追加議事日程（第2日目）について、ご報告申し上げます。

日程第2 意見書第5号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について

日程第3 意見書第6号 府の福祉医療費助成制度の対象拡大を直ちに実施するとともに、患者負担を増やさないことを求める意見書の提出について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（和田 善臣議長）

日程第2 意見書第5号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第5号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書を提出する。

平成28年9月16日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 河野 隆子

賛成者 同 是枝 綾子

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）は今年2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、「大筋合意」を既成事実化しました。先の国会では先送りされましたが、協定及び付属書は6000ページを超えるものとなっており、誰も読めないほど膨大で、中身もあいまいなもので、国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定を判断するには、拙速な手続きはふさわしくありません。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている米国大統領選の候補者も公然と反対を主張するなど、米国の批准は早くても11月の大統領・議員選挙後と見られています。米国の状況とは無関係に、次の国会での成立を目指すのは拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要5品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務づけられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

また、透明性や規則の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規則・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からも意見を表明できる規定さえあります。TPPと併行して行われてきた日米二国間協議では、米国からの規制緩和要求を担当官庁が窓口になって規制改革会議に諮るという、主権放棄に等しいことまで踏み込んでいます。

よって、このような問題が多い、国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年9月16日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書案について、趣旨説明をさせていた

だきます。

基本的な問題は意見書案にあるとおりでございます。「TPPで食品の安全基準は影響を受けない」、このように国は説明をしておりますが、「国際基準に合わせる」と称して規制を緩和・撤廃しようとしています。既にその準備は進んでいます。

牛のBSE、かつて狂牛病とも呼ばれていました牛海綿状脳症発生に伴い、リスクの低い20カ月齢以下に限って米国産の牛肉を輸入し、3年前の日米事前協議でこの枠を30カ月齢にまで輸入を拡大しております。今度はそれを撤廃、制限なしにしようとしているわけです。

TPPで関税が大幅に下がる米国などの牛肉には、発がん性が懸念されるエストロゲンなどの成長ホルモンが使われています。EU（欧州連合）は成長ホルモンを使った牛肉の輸入を禁止しておりますが、日本は認めています。これで食肉の安全は守れるのでしょうか。

TPPは、農林漁業や地方経済への深刻な影響、遺伝子組み換え食品などの拡大、医薬品の価格の高騰、労働条件の悪化を初め、国民生活のあらゆる分野に多国籍企業に有利なルールを押しつけてきます。また、国の主権を侵害するISDS（資本家対国家の紛争解決）、この条項はまさに訴訟大国のアメリカとグローバル大企業のためのものであり、弊害も既に出ています。文字どおり国民の生活を破壊するものでしかありません。

安倍政権が26日から始まる臨時国会で環太平洋連携協定（TPP）の批准強行を狙っています。首相は先日の20カ国地域、いわゆるG20で、首脳会議などでも「自由貿易は成長のエンジンであり、保護主義の誘惑を断ち切ることが政治の責任だ」などと主張して批准に固執しています。しかし、輸出入の関税を原則撤廃し、貿易やサービスの取引に輸出国や多国籍企業に有利なルールを押しつけるTPPは、経済を活性化するどころか、国民の暮らしを悪化させ、貧困と格差をさらに拡大することになるのは明らかです。

日本の真の国益、食と安全、医療や労働分野など、幅広い国民の暮らしと権利を守るために、本意見書案を提案させていただいております。議員皆様方のご賛同を賜りますようお願いして、趣旨説明とさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより意見書第5号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第5号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書の提出について、賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(和田 善臣議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(和田 善臣議員)

日程第3 意見書第6号 府の福祉医療費助成制度の対象拡大を直ちに実施するとともに、患者負担を増やさないことを求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

意見書第6号 府の福祉医療費助成制度の対象拡大を直ちに実施するとともに、患者負担を増やさないことを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、府の福祉医療費助成制度の対象拡大を直ちに実施するとともに、患者負担を増やさないことを求める意見書を提出する。

平成28年9月16日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 河野 隆子

賛成者 同 是枝 綾子

府の福祉医療費助成制度の対象拡大を直ちに実施するとともに、
患者負担を増やさないことを求める意見書（案）

大阪府は現在、福祉医療費助成制度の抜本的な見直しを検討しています。現在示されている内容のうち、精神障がい者や難病患者などへの対象拡大は、府民の長年の願いであり、直ちに実施すべきです。

しかし一方で、対象拡大により増加する費用を一部自己負担額の引き上げによる患者負担増でまかなう方向が示されていることは、重大な問題です。具体的には、現在、自己負担のない院外薬局での調剤の有料化、1医療機関当たり1日500円以内の負担額の引き上げ、1ヶ月2500円の上限額の引き上げなどが検討されています。

府の福祉医療費助成制度は、市町村との共同の事業として住民の健康を守る重要な役割を果たしてきました。長引く不況と国の社会保障費削減が続くもとで、患者負担を増やせば、いっそうの受診抑制を引き起こし、住民の健康増進に逆行し、病気の重症化や慢性化による医療費増にもつながりかねません。

また、市町村が患者負担を抑制しようとするれば、大きな財政負担となります。対象拡大による費用増は、年間20～30億円程度で、府の一般会計3兆円超という財政規模から考えれば、府による財源確保は十分可能です。

府は、早ければ平成29（2017）年度予算案に制度内容を反映するとしています。

よって、制度の見直しに当たっては、住民福祉の増進を図る立場から、下記の点をふまえることを強く求めます。

記

1. 一定期間の入院を含めた精神障がい者への対象拡大、難病患者や訪問看護ステーションがおこなう訪問看護などへの対象拡大を直ちに実施されること。
2. 一部自己負担は、現在のまま据え置かれること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月16日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

提出者になりかわり趣旨説明を行わせていただきます。

現行の福祉医療費助成制度は、1 回かかれば患者の窓口負担は 5 0 0 円、1 医療機関当たり月 1, 0 0 0 円の負担上限です。複数の医療機関にかかったとしても月 2, 5 0 0 円の負担上限で、超えた分は患者に還付されます。

ところが、現在、この制度の改正案が府と市町村の代表による研究会を踏まえてまとめられつつあります。この内容は、第 1 に、これまで対象になっていなかった精神障がい者 1 級と重度難病患者を対象に加えます。精神障がい者は、入院も 3 カ月までは助成します。医療機関が行う訪問看護は、これまでも助成対象でしたが、訪問看護ステーションによるものも、来年 2 0 1 7 年 1 月から対象に加えます。

この一方で、老人医療助成制度を実質廃止して、6 5 歳以上で精神 1 級以外の精神通院患者や重度以外の難病患者など、約 3 万 6, 3 0 0 人が対象外になります。

第 2 に、対象拡大によってふえる費用は、府が負担するのではなく患者の負担増で賄います。現在の患者の窓口負担額は 1 回通院して、調剤薬局で薬をもらっても 5 0 0 円です。ところが、見直し案では、1 回 5 0 0 円は変わりませんが、病院の窓口だけでなく調剤薬局でも負担が必要になります。1 医療機関当たり月 2 回分の 1, 0 0 0 円の負担上限もなくなります。

複数の医療機関にかかった場合の月 2, 5 0 0 円の負担上限も、具体的な数字は示されておきませんが、平均すれば 4, 5 0 0 円程度に引き上げられるとも言われています。ひとり親家庭や乳幼児医療費助成制度利用者の受診日数は、月平均にしまして 3. 7 日から 4. 3 日です。これまでは 1 医療機関なら何度受診しても月々の自己負担は 1, 0 0 0 円以内でしたが、3, 0 0 0 円、4, 0 0 0 円とかかることにもなります。ある難病患者の方は「還付されるとはいえ、上限が 4, 5 0 0 円に上げられれば通院交通費の負担もあり、受診抑制につながりかねない」というふうにも述べています。

府は、早ければ 2 0 1 7 年 1 1 月にも見直しを実施したいとしており、市町村でも来年度予算あるいは補正で提案される可能性があります。

この福祉医療助成制度は、1 9 7 2 年に全国に先駆けて黒田革新府政が実施した老人医療に始まり、スタート時期はそれぞれ違いますが、府民福祉の制度として定着してまいりました。2 0 0 4 年 1 1 月に一部自己負担が導入されるまでは、患者の窓口負担は無料でございます。2 0 0 9 年 2 月議会で当時の橋下知事は、1 回 5 0 0 円の自己負担を 8 0 0

円にしようとなりました。このとき医師会や歯科医師会などの運動、また府民世論や議会論戦によって、議会最終日に提案が取り下げられ、改悪を阻止するといったこともございました。

しかし、その後、府は国の動きを見きわめていこうと、特に大きな動きは見せませんでした。乳幼児医療助成制度は府民要求や議会論戦、また維新の実績づくりの意図もあり、2015年4月に拡充されました。これまで通院は0歳、1歳、2歳だけの助成だったものを就学前まで拡充する一方で、所得制限を厳しくして、従来は4人世帯で年収860万円未満が対象だったものが514万円未満に引き下げられました。この結果、乳幼児医療助成制度の府の補助額は、2014年度36.6億円あったものが、翌年の2015年度は34.3億円に減少しています。大阪市への補助も約6,000万円、堺市へも約800万円減っています。府はこの補助にプラスして新子育て支援交付金、年間約22億円を創設し、一定の拡充としましたが、就学前までの拡充をという府民や市町村の期待に十分応えたものとは全く言えません。府が新たな負担をすることなく制度を見直す、費用増は患者負担で賄うというのが府の考えです。しかし、府に財源を負担する能力は十分ございます。今回の見直しで府の費用増は20億円から30億円程度です。

府の一般会計予算は年間約3兆円ですから、家計に例えれば月にコーヒー1杯分のやりくりで可能な範囲です。

この間、維新府政では、太田府政時代に取り崩してきた減債基金、借金返済のための積立金を復元していくということで、毎年数百億円規模で積み立てています。これを4年先延ばしするだけで年間約95億円以上の財源確保が可能であります。また、使い道が限定されていない基金も約1,600億円あります。かなめは暮らし優先の立場で財政運営を行うかどうかということでもあります。このことから、よって大阪府は、入院を含めた精神障がい者、難病患者や訪問看護ステーションが行う訪問看護への負担額の据え置きをされること、また、一部自己負担は現在のまま据え置きをされることを求めます。

このことから、この福祉医療助成制度の対象拡大を直ちに実施するとともに、患者負担をふやさないよう求めるこの意見書案に、議員皆様のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

以上をもって趣旨説明を終わります。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

これより意見書第6号 府の福祉医療費助成制度の対象拡大を直ちに実施するとともに、患者負担を増やさないことを求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第6号 府の福祉医療費助成制度の対象拡大を直ちに実施するとともに、患者負担を増やさないことを求める意見書の提出について、賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(和田 善臣議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(和田 善臣議員)

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査

とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

本日も長時間にわたり、付託もしていただき、慎重にご審議を賜りまして、そしてご議決いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。今後ともよろしくご指導を賜りたい、こういうふうに思っております。

ところで、本町は「住んでよし、住み続けたい、生まれてきてよかったまち」を目指してきました。そのために、安全で安心のできるまちづくりや教育、文化のまちづくりに方向づけしているところでございます。もちろん産業経済の活性化などなど、一つ一つ前進させているところでもあります。

その一環として、0歳から義務教育終了の15歳までを教育の第1ステージと捉え、切れ目のない支援に取り組んできたところでもあります。これからは子どもたちに一貫した基礎教育と保育の機会を設けるため、このたび幼稚園と保育所を一体化した認定こども園を開園したく提案した次第であります。私たち忠岡町のやる気が周囲にも影響し、一緒になって子ども・子育ての充実、向上ができるものと思います。

この思いを発表し、本日のお礼と、私の改選後に生かす覚悟の一端を述べて挨拶といたします。今後ともご指導、ご鞭撻をお願いして挨拶にかえさせていただきます。

どうもいろいろとありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして、平成28年第3回忠岡町議会定例会を閉会します。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午前10時49分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年9月16日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 三 宅 良 矢

忠岡町議会議員 藤 田 茂